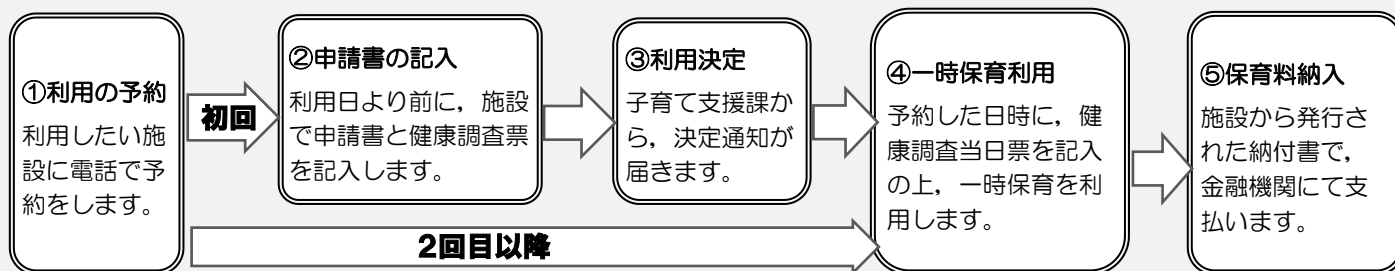


一時保育を利用される保護者の方へ (百塚保育所・とうかい村松宿こども園)

利用までの流れ



※②申請書の記入と③利用決定は年度の初回利用時のみとなります。

- 村内に住所があり、1歳6か月以上の就学前児童のみご利用が可能です。
- 予約は、前月15日（土・日曜日、祝日及び施設が休みの場合は翌開所（園）日）の午前8時から電話にて受け付けを開始します。16日（予約開始の翌日）以降は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時まで電話予約を受け付けています。
- 一時保育は、家庭において保育を行うことが一時的に困難である方の保育サービスです。多くの方に利用していただくためにも、月10日までの利用にご協力をお願いします。
- 保育所の行事や、感染性の病気が流行しているなどの理由により一時保育を実施しないことがあります。
- 幼稚園等を利用されている方については、利用している施設で感染性の病気が流行っている（学級閉鎖になっている）場合などは、お預かりできないことがあります。

1. 保育時間について

百塚保育所	午前7時30分～午後6時（平日のみ）
とうかい村松宿こども園	午前7時30分～午後6時30分（平日のみ）

上記の間で、保護者の用務などに必要な時間でお子さんをお預かりします。

- 予約時の保育時間を守ってください。特に、予約された保育終了時間を超過してのお預かりはできませんので、必ず時間内にお迎えに来てくださるよう、お願いいたします。やむを得ず遅れるときには必ずご連絡をお願いします。
- 予約日当日に預かり時間を変更したい場合や、緊急で当日の一時保育を希望する場合のご相談は、午前8時30分から受け付けています。職員配置等の事情によりお預かりできない場合もありますので、ご了承ください。

2. 健康について

- 健康調査票は事実をご記入ください。
- 病気（てんかん、熱性けいれん、アレルギーなど）や心身に特別な配慮が必要なお子さん、その他預ける上で心配なことがあれば、必ずお知らせください。（事前の面談等が必要な場合があります。）
- 当日お子さんに発熱*、下痢、嘔吐、湿疹などの症状がみられる場合はお預かりできません。
*預かり当日に利用施設で検温していただき、平熱であることを確認した上でお預かりします。

3. 食物アレルギーをもつお子さんについて

- 給食での食物除去やアナフィラキシー対応のため、食物アレルギーをもつお子さんは、主治医が記入した「生活管理指導表*」と「食物アレルギー対応依頼書」の提出をお願いします。

提出後に利用施設で、事前の面談を行います。提出・面談をしていない場合、給食・おやつ等を提供できません。食物アレルギー対応等でお弁当を持参する場合は、裏面「5. お弁当を持参するときは」をご確認いただき、ご協力をお願いします。

*「生活管理指導表」の発行にかかる費用は保護者負担です。

4. 保護者が準備するもの

持ち物はすべて記名してください。

- | | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|--|
| ☐ 着替え（上下3組以上） | ☐ おむつ類（5枚以上） | ☐ 水筒（麦茶または水） |
| ☐ 下着（3枚程度） | ※紙・布などいつも使用しているもの、 | ☐ バスタオル（2枚） |
| ※季節にもよりますが、お漏らしや | おしり拭き | ☐ 手拭きタオル（ループタオル |
| 水遊びをしても不足しない十分な | ☐ ビニール袋（3枚程度） | 1枚） |
| 数 | ※便が出た時にオムツを入れるための袋 | ☐ □拭きタオル（3枚） |
| ☐ 使用した洋服を入れる袋 | ☐ 帽子（ゴムつき） | ☐ ティッシュペーパー |

5. お弁当を持参するときは

- 医師から食物アレルギーの疑いがあると言われている食品や食物アレルギーの原因食品、家庭で食べたことのない食品は入れないようにしてください。
- こんにゃくゼリーや枝豆は、誤嚥の原因となるため入れないようにしてください。ミニトマトや巨峰など丸くて飲み込みやすい食品は、あらかじめカットしてください。
- 給食では卵食品を提供していないため、卵食品は入れないようにしてください。
- ピックや爪楊枝は、けがに繋がる恐れがあるため使用しないようにしてください。
- 食中毒防止のため、食品はよく冷ましてから容器に入れてください。保冷剤を入れてください。
- 弁当箱、袋、スプーン・フォーク、はし、ゴムバンド、保冷剤には、お子さんの名前を記名してください。
- 登所（園）した際に、お弁当を職員にお渡しください。

6. 保育料について

お預かりした時間に応じて負担をしていただきます。保育所でお渡しする納付書により金融機関で納入してください。なお、納付期限を20日経過しても納付がなされない場合、村から督促状を発送いたします。（直前に納付された場合、督促状が発送される場合があります）

利用時間	料 金	
	一般世帯	市町村民税非課税世帯・生活保護世帯
8時間以上	2,500 円	0 円
6時間以上8時間未満	2,000 円	0 円
4時間以上6時間未満	1,500 円	0 円
4時間未満	1,000 円	0 円

※アレルギーによりお弁当を持参する場合や、給食を食べないで帰る場合は、料金（一般世帯）から給食費200円を減額します。

※上記のうち「世帯」とは、住民登録上の世帯分離をしている同居者を含みます。

7. 注意事項

- 利用の際は、緊急連絡先及び保護者の居場所を明確にし、必ず連絡がとれるようにしてください。
- 安全管理徹底のため、登降所（園）する際には、必ず職員に声をかけてください。
- 村外への転出や、保育所・認定こども園・地域型保育施設への入所が決まったことにより、対象児童に該当しなくなった場合は利用決定期間であっても、一時保育事業の利用は出来ません。
- 申請内容に変更がある場合や、利用予約のキャンセル又は時間変更をする場合は、速やかに利用施設までご連絡ください。

申し込み・問い合わせ

百塚保育所（一時保育）：☎270-5660
とうかい村松宿こども園（一時保育）：☎282-7390

料金に関する問い合わせ

子育て支援課：☎282-1711（内線1185）